

## 浜松市高齢者向け優良賃貸住宅選定委員会設置要領

### (趣旨)

第1 この要領は、浜松市高齢者向け優良賃貸住宅事業実施要領（以下「実施要領」という。）第7条第2項の規定により、高齢者向け優良賃貸住宅の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の設置)

第2 建設申込のあった高齢者向け優良賃貸住宅の選定のため、高齢者向け優良賃貸住宅選定委員会（以下「委員会という。」）を置く。

### (委員会の構成)

第3 委員会は、次の各号により構成する。

- 2 委員長は、委員会を主管する部長をもって充て、副委員長は委員会を主管する次長及び課長をもって充てる。
- 3 委員は、職員のうちから市長が任命する。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員が委員会に出席できないときは、委員長が認める他の職員を委員の代理として、委員会に出席させることができるものとする。
- 4 委員会は、申込みのあった賃貸住宅計画について、第6に基づき、委員全員の協議により決定するものとする。なお、第6に定める基準によって優劣がつけ難い賃貸住宅が複数あった場合は、抽せんにより決定するものとする。

### (選定基準)

第6 高齢者向け優良賃貸住宅の選定に関しては、次の項目を選定基準とする。

- (1) 浜松市高齢者向け優良賃貸住宅整備基準に適合していること。
- (2) 建設立地の状況が優れていること。

( 3 ) 市内全体のバランス(過年度実施分及び公営住宅整備状況を含む)を考慮すること。

(意見の聴取等)

第7 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求め、資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第9 委員会の事務局は、建築住宅部住宅課において行う。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から適用する。

この要領は、平成19年4月1日から運用する。